

利用者負担第1段階

（生活保護受給者、老齢福祉年金受給者など）

1、要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,520	7,200	7,930	8,620	9,290
2、うち、介護保険から給付される金額	5,868	6,480	7,137	7,758	8,361
3、サービス利用に関わる自己負担額 （1-2）	652	720	793	862	929
4、居 住 費	820				
5、食 費	300				
6、自己負担合計額（3+4+5）	1,772	1,840	1,913	1,982	2,049
7、1ヶ月あたり（6×30日）	53,160	55,200	57,390	59,460	61,470

利用者負担第2段階

（世帯全員が非課税で年間収入80万円以下等）

1、要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,520	7,200	7,930	8,620	9,290
2、うち、介護保険から給付される金額	5,868	6,480	7,137	7,758	8,361
3、サービス利用に関わる自己負担額 （1-2）	652	720	793	862	929
4、居 住 費	820				
5、食 費	390				
6、自己負担合計額（3+4+5）	1,862	1,930	2,003	2,072	2,139
7、1ヶ月あたり（6×30日）	55,860	57,900	60,090	62,160	64,170

利用者負担第3段階①

（世帯全員が非課税で年間収入80万円以上120万円以下 等）

1、要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,520	7,200	7,930	8,620	9,290
2、うち、介護保険から給付される金額	5,868	6,480	7,137	7,758	8,361
3、サービス利用に関わる自己負担額 （1-2）	652	720	793	862	929
4、居 住 費	1,310				
5、食 費	650				
6、自己負担合計額（3+4+5）	2,612	2,680	2,753	2,822	2,889
7、1ヶ月あたり（6×30日）	78,360	80,400	82,590	84,660	86,670

利用者負担第3段階②

（世帯全員が非課税で年間収入120万円超 等）

1、要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,520	7,200	7,930	8,620	9,290
2、うち、介護保険から給付される金額	5,868	6,480	7,137	7,758	8,361
3、サービス利用に関わる自己負担額 （1-2）	652	720	793	862	929
4、居 住 費	1,310				
5、食 費	1,360				
6、自己負担合計額（3+4+5）	3,322	3,390	3,463	3,532	3,599
7、1ヶ月あたり（6×30日）	99,660	101,700	103,890	105,960	107,970

利用者負担第4段階

（課税世帯）

1、要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,520	7,200	7,930	8,620	9,290
2、うち、介護保険から給付される金額	5,868	6,480	7,137	7,758	8,361
3、サービス利用に関わる自己負担額 (1-2)	652	720	793	862	929
4、居 住 費	2,006				
5、食 費	1,530				
6、自己負担合計額(3+4+5)	4,188	4,256	4,329	4,398	4,465
7、1ヶ月あたり(6×30日)	125,640	127,680	129,870	131,940	133,950
(3、が2割負担の場合)	145,200	149,280	153,660	157,800	161,820
(3、が3割負担の場合)	164,760	170,880	177,450	183,660	189,690

- ※ 上記表の要介護度別利用料金の他に個別機能訓練加算Ⅰ(120円/日)、看護体制加算Ⅰ(40円/日)、看護体制加算Ⅱ(80円/日)、精神科医療養指導加算(50円/日)、日常生活継続支援加算Ⅱ(460円/日)、夜勤職員配置加算(180円/日)、褥瘡マネジメント加算Ⅰ(30円/日)、褥瘡マネジメント加算Ⅱ(130円/月)、科学的介護推進体制加算Ⅱ(50円/月)が算定されます。
- ※ また、上記料金以外に、処遇改善加算(Ⅱ)《8.3%》と特定処遇改善加算《2.7%》と介護職員等ベースアップ等支援加算《1.6%》がサービス提供に関わる総単位数に算定され、その1割(又は2割もしくは3割)をご負担いただきます。
- ※ 上記表以外に、医療費一部負担金、金銭管理手数料、理・美容代などの日常生活費などは利用者負担となります。
- ※ 社会福祉法人軽減制度を実施しています。低所得者に対して利用料の一部を法人が負担することが出来ます。